

不利益処分の処分基準 個票

所属名：環境部清掃施設課

| | |
|----------------|---|
| 不利益処分の名称 | 一般廃棄物処理手数料の一括納付の取消し |
| 根拠法令等の条項 | 豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号）第 7 条 豊田市清掃工場廃棄物処理要綱 豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱 |
| 法令等の定め 又は概要 | 豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、利用者は、処理施設の利用に際しては、条例の規定、条例第 4 条第 2 項に規定する条件及び市長の指示に従わなければならない。 市長は、一括納付の取扱いを受けている者が、一括納付の取消要件に該当する場合には、その取扱いを取り消す。 |
| 処 分 基 準 | 次の（１）から（６）のいずれかに該当するときは、一般廃棄物処理手数料の一括納付を取り消す。 （１）督促状による督促においてもその納期限までに手数料の納付がされない場合 （２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条に規定する一般廃棄物の収集運搬業を廃止した場合 （３）法第 19 条の 3 の規定による改善命令、法第 19 条の 4 の規定による措置命令を受けた場合又は市の指導に繰り返し従わない場合 （４）法第 7 条の 3 又は同 14 条の 3 の規定により事業の全部又は一部の停止処分を受けた場合 （５）法第 7 条の 4 又は同 14 条の 3 の 2 の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消された場合 （６）その他市長が必要と認めた場合 ア 制度等が変更されたとき。 イ 制度等が廃止されたとき。 |
| 設 定 年 月 日 | 平成 17 年 4 月 1 日（最終更新：令和 2 年 12 月 1 日） |